

船舶事故調査報告書

令和5年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年5月17日 10時20分ごろ
発生場所	熊本県 ^{みずみ} 三角港北東方沖 三角灯台から真方位078° 740m付近 (概位 北緯32° 37.6′ 東経130° 27.1′)
事故の概要	プレジャーボート ^{サクラ} SAKURAIは、漂泊中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年5月23日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート SAKURA、長さ7.00m
船舶番号、船舶所有者等	293-19173熊本、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	舵及びプロペラに曲損
気象・海象	気象：天気 霧、風向 北西、風速 約1.9m/s、視程 約20～30m 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期 宇城市には、5月17日09時54分に濃霧注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、釣りの目的で、熊本県三角港所在の鉄工所付近の岸壁を出航し、長崎県南島原市付近の釣り場に向けて航行中、三角港北東方沖に至った頃、霧により視界が制限され、視程が約20～30mとなったので、主機を中立運転として漂泊することとした。</p> <p>本船は、船首を北西方に向けて漂泊中、北西風により三角港北東方沖の浅所（以下「本件浅所」という。）に向かって圧流され、下げ潮により水深が約0.5mとなった本件浅所に乗り揚げた。</p> <p>本事故発生場所付近の陸上を通行していた者は、本船が乗り揚げている状況を認め、118番通報を行った。</p> <p>海上保安庁は、海上及び陸上から本事故発生場所に向かい、船長を救助した。</p> <p>船長は、携帯電話を所有していなかったため、海上保安庁を通じて船長の知人に本船の引き出しを依頼し、満潮時に本船を引き出した。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.1m、船尾約0.8mであった。</p> <p>本船は、レーダー及びGPSプロッターを備えていなかった。</p> <p>船長は、2週間に1回程度、本船で釣りに出掛けており、本件浅所の水深及び拡張状況は知っていた。</p>

	<p>船長は、出航前にテレビの天気予報で、当日の天気が晴れということを確認していたものの、濃霧注意報の発表状況については確認していなかった。</p> <p>船長は、出航時には霧が発生しておらず、航行中、霧により視界が制限される状況となり、やむを得ず漂泊していたところ、微弱な北西風が吹いていると感じていたものの、すぐに霧が晴れると思い、投錨しなかったが、付近にいたガット船が投錨を開始していたので、本船も投錨していれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	<p>本船は、目測により船位を確認する手段しかなく、霧で視界が制限され、微弱な北西風が吹く状況下、船長が、南東方に本件浅所が存在する海域付近で漂泊を続けたことから、北西風により本件浅所に向かって圧流され、本件浅所に接近していることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、目測により船位を確認する手段しかなく、霧で視界が制限され、微弱な北西風が吹く状況下、船長が、南東方に本件浅所が存在する海域付近で漂泊を続けたため、北西風により本件浅所に向かって圧流され、本件浅所に接近していることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、霧などにより視界が制限され、船位を確認する手段がなく、浅所等の付近で待機する必要が生じた場合、僅かな風でも浅所等に向かって圧流されるおそれがあることを考慮し、投錨して待機すること。 ・ 船長は、緊急時の連絡手段として、防水パックに入れるなどの防水処置を施した携帯電話を常に携帯すること。